

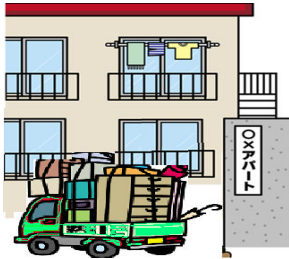
# くらしのフレッシュ便



## 相談ファイル

## 広島県生活センター

### アパートの敷金を返してもらえない?!



#### 〈相談事例〉

1年半住んでいた賃貸アパートを退去した。入居時に預けていた27万円の敷金を全額返してもらえると思っていたら、修繕費として約15万円を差引くと言われた。見積書を見ると、クロス張替えのほかに、電球交換、ハウスクリーニング費用まで含まれている。自分は普通に暮らしており、修繕費の請求は納得できない。(20歳 男性)

#### 〈アドバイス〉

住宅の賃貸借契約に伴うトラブルの中で一番多いのが、借主が退去する時に発生する「原状回復」をめぐる敷金の精算に関するものです。

平成10年に旧建設省住宅局がまとめた「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」によると、貸主と借主の間に特約のない場合は、通常の使用による自然損耗はすでに家賃に含まれており、借主の故意・過失等により毀損・汚損した箇所についてのみ、借主に原状回復義務が発生するとされています。

しかし実際には、入居時に交わす契約書の中で、退去時の修繕義務を借主に負わせたり、修繕の範囲を限定する旨の特約が設けられていることが多いようです。その特約は原則として有効ですが、不合理な特約であれば消費者契約法によって無効を主張できる場合もあります。

トラブルになったら、まず貸主と自主交渉することになりますが、そこで折り合いがつかなければ、民事調停や少額訴訟制度を利用する方法もあります。

トラブルを防止するためには、契約前には必ず「敷金等の精算に関する事項」の内容を確認することが大切です。また、使用開始時の損耗状況を写真に撮るなどして記録しておくのもいいでしょう。

## 情報ファイル

### 静電気の上手な防止方法は？



車や玄関のドアを開けようとしたときのバチッというショックは、人間の体や衣服にたまった静電気が、摩擦などによって崩れた電荷バランスを元に戻すために、ドアの金属を通して一気に放電されたときの電撃で、そのときの電圧は、なんと1万ボルト以上にも達しているそうです。

静電気が発生する原因の1つは、空気の乾燥です。夏場は湿度が高いため、空気中へ自然に静電気を放出できますが、空気が乾燥する冬場には、静電気をうまく放出することができません。また、冬はたくさん服を着るので、衣類どうしの摩擦などで、静電気の発生する全体量も多くなります。

日常のくらしで、静電気の発生をゼロにすることは不可能ですが、冬場になるとバチッとくる不快な思いにいつも悩まされるという方は、静電気の発生を極力少なくするよう、次のような方法を実行してみてください。

- ①加湿器等で部屋の湿度を上げる。(50%程度が目安)
- ②衣類の素材に注意し、静電気の起きにくい組み合わせにする。
- ③靴底は革製のほうがベター。
- ④スカートのまわりつきは、霧吹きなどで水分を補う。裏地に伝導性のある繊維を縫いつける。
- ⑤髪の毛は、軽く湿らせてから、毛先から少しずつとかす。
- ⑥車の乗降時には、ボディの金属部分に触りながら乗降する。鍵などの金属部分で車のボディに触る。  
(給油時には、必ず、給油口のキャップを緩める前に静電気を放電すること)

## 消費生活相談状況(10月) ※12月24日現在確定分

県内の相談窓口で10月中に受付けた消費生活相談は、1,756件ありました。  
主な苦情相談は次の表のとおりです。

### 10月の苦情相談ワースト5

順位	商品・役務	相談件数	主な相談内容
1	情報提供サービス	219	1ヶ月前に無料だと思って開いたアダルトサイトについて、延滞料等を含めて高額な請求を受けた。聞かれるままに、連絡先や学校名を伝えてしまった など
2	融資サービス	194	家出をして行方不明の息子がヤミ金融から融資を受けていたようで、自分や親類の所に請求がある など
3	教室・講座	107	15～16年前に途中でやめた資格講座の契約が終了していないと最近になって電話がかかった など
4	電話サービス	106	インターネットのプロバイダを変更しないまま他県に転居したら、アクセスするたびに市外通話料がかかり、多額の電話料を請求された など
5	書籍・印刷物	56	政治結社を名乗り、寄付だと思って本を買って欲しいと電話があり、強引に振込み用紙を送ると言われた など

## ～お知らせ～

### パネルコーナー1月展示

#### ～こんなにあります！悪質商法の手口 Part1～

悪質商法にひっかからないようにするためには、まず、その手口を知っておくことが大切です。  
様々な手口について、2回に分けて展示します。

スマートライフ講座

## 安全な食卓と食品表示

### ～スーパーでのお買い物編～

日時 平成15年1月22日(水) 13:30～15:00  
場所 広島県生活センター (広島市中区基町10-52 県庁農林庁舎1F)  
講師 日本チェーンストア協会中国支部 應本博文 氏  
定員 30名  
参加料 無料  
申込み あらかじめ電話でお申し込みください。TEL 082-513-2731

### 広島県ホームページ

消費生活に関する相談事例や解決策、消費生活上の豆知識などをわかりやすく説明しています。  
<http://www.pref.hiroshima.jp/kenmin/seibun/info/top.htm>

### 広島県生活センター (環境生活部管理総室消費生活室)

〒730-8511 広島市中区基町10-52 県庁農林庁舎1階  
消費啓発グループ TEL 082-513-2731